

民法改正による約款の規律についての会長声明

1 法制審議会民法（債権関係）部会は、2014年（平成26年）8月26日、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下「要綱仮案」という。）を決定したが、約款（定型約款）に関する規律については、引き続きの検討対象とされている。

2 現代社会では、約款を利用した取引が広く行われている。

約款は、これを使用する当事者にとっては、個別の交渉を経ることなく自己の展開する事業活動を定型化・効率化・迅速化し、自己の利益にかなう規律を形成することができる反面、これを提示される当事者にとっては、契約条項についての交渉機会が与えられず、契約当事者として本来有すべき自己決定権が減殺されるとともに、不利な個別条項が認識・理解のないまま契約内容に組み込まれてしまうという問題点がある。

我が国の現行の民法には、約款に関する規定は存在しないが、EU加盟国や韓国をはじめ諸外国では約款を規律する法規範が整備されており、この点に関する我が国の対応は著しく遅れている。

したがって、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を見直す以上、約款に関する規律の新設は不可欠である。

3 しかしながら、事務当局が取りまとめた定型約款についての案には、以下のとおり、理論的な面からも実務的な面からも問題があると考えられ、より適切な形での約款についての民事的規律が要綱仮案に盛り込まれる必要がある。

(1) 約款の定義については、国民にわかりやすい簡明なものであることが望ましく、端的に、「多数の契約に用いるために予め定式化された契約条項の総体」であるとすれば足りる。

(2) 約款が契約内容となるための組入れ要件に関しては、相手方当事者

が約款の内容を確認しようと思えば確認することができる合理的手段を講じて開示することが要請されることを明記するべきである。

(3) 不意打ち条項の禁止は、約款の消極的採用要件であって、約款の内容規制とは区別されるべきものであり、両者を混同するような規律を設けることは、理論的に相当ではなく、また、不当条項を規制している現行の消費者契約法の解釈運用にも根本的な影響を生じかねないものであって、見直されるべきである。

(4) 約款の事後的な内容変更については、約款使用者が一方的に行うことは私的自治の原則から見て本来許されないものであるから、当初使用された約款に事後的な変更を可能とする条項が含まれている場合に、その条項が不当条項とならないための要件を定めるという形式で、規律が設けられるべきである。

4 当会は、現代社会において約款取引が国民生活に占める重要性に鑑み、民法（債権関係）改正法案に、約款に関する適正な規定を新設することを求めるものである。

2014年（平成26年）12月9日

兵庫県弁護士会

会長 武本夕香子